



しょうがいのある方の家族（保護者）の方が心配されていることとして、「自分たちが元気なうちはいいけれど…将来の収入は大丈夫だろうか」という言葉をよく耳にします。今回はそんな心配に対する制度がありましたのでご紹介します。

この制度は「しょうがいのある方の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が亡くなった、または重度のしょうがいとなった場合に、しょうがいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入の制度」として熊本県（熊本市）が行っている制度です。※熊本市内の方は熊本市、熊本市外の方は熊本県が行っています。

対象となる方

知的しょうがい者、身体しょうがい者手帳の1級～3級、その他精神または身体に永続的なしょうがいを有する方を扶養する保護者で次の要件に該当する方です。

- ・加入者（保護者）の住所が熊本県内にあること。（熊本市内の方は市の管轄）
- ・加入者の年齢が65歳未満であること。（年齢は毎年度の4月1日における年齢）
- ・加入者に特別の疾病またはしょうがいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

掛け金

加入者が納めるべき掛け金は、加入者の加入時の年齢に応じて変わります。ただし生活保護を受けている世帯や市町村民税非課税世帯などは、掛け金の全部または一部が減免されます。※その他年齢条件等ありますので詳しくはお問い合わせください。

掛け金は一口当たり次の通りです。（制度の見直しにより、下記金額が改定されることがあります。）

加入時の年度の4月1日時点の年齢	掛金月額（1口あたり）
35歳未満の方	9,300円
35歳以上40歳未満の方	11,400円
40歳以上45歳未満の方	14,300円
45歳以上50歳未満の方	17,300円
50歳以上55歳未満の方	18,800円
55歳以上60歳未満の方	20,700円
60歳以上65歳未満の方	23,300円

年金の支給

加入者が死亡、または重度のしょうがいと認められた時は、その月からしょうがいのある方に対し、年金（一口当たり月額2万円）が支給されます。

（3ページに続く）

..... 私たちも応援します **街の風**

税理士法人 碓井会計 (株) 碓井経営センター

〒862-0949 熊本市中央区国府4丁目3-15
TEL 096-371-1131 FAX 096-363-5423

エース産業(株)

〒862-0962 熊本市南区田迎3丁目12-35
TEL 096-379-2020 FAX 096-379-2025

(有) ガスプランニング熊本

〒869-1101 菊池郡菊陽町新山1丁目9番21号
TEL 096-233-5881 FAX 096-233-5887

(株) キューネット

〒862-0924 熊本市中央区帯山4-18-1
TEL 096-383-9111 FAX 096-383-2241
URL http://www.qnet_sec.co.jp

平島青果

〒862-8043 熊本市東区戸島西1丁目5番22号
TEL・FAX 096-367-4101

(医) 社団ピネル会 ピネル記念病院

〒862-0916 熊本市東区佐土原1丁目8-33
TEL 096-365-1133 FAX 096-367-7919